

令和8年度広島県スポーツ少年団地区交歓会事業助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市町スポーツ少年団が実施する地区交歓会事業について、その事業費に対する助成金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

(助成の対象)

第2条 広島県スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）は、市町スポーツ少年団からの申請に基づき、助成を行う。

地区交歓会の助成対象事業は、次の各号のとおりとする。

(1) 近隣市町スポーツ少年団を含めた広域地域で実施する競技別交歓会事業

（広島市スポーツ少年団等登録団の多い市においては、単独市スポーツ少年団の交歓会でも可とする。）

(2) 市町スポーツ少年団が所属全登録スポーツ少年団を対象に実施する総合的な交流会事業

(3) 上記(1)、(2)に規定する事業においても、スポーツ少年団登録者以外が参加する事業は助成対象外とする。

(助成経費等)

第3条 助成金は、事業の実施に必要な経費の内1事業3万円を限度とし、予算の範囲内で事業数を決定する。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町スポーツ少年団は、助成金交付申請書（様式1）及び事業予算書（様式2）を、本部長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 本部長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し助成金交付の可否を決定するものとする。

(帳簿等の整備)

第6条 助成金の交付を受けた市町スポーツ少年団は、事業執行に伴う証憑書類等を完備し、保管しなければならない。また、必要に応じ提出するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた市町スポーツ少年団は、当該助成事業が完了したときは、速やかに事業報告書（様式3）及び事業決算書（様式4）を、本部長に提出しなければならない。